



# 三重県公報

令和元年10月8日(火)

第 45 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
24	三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則	( 出 納 局 )	2
<b>告 示</b>			
368	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	2
369	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	3
370	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	( 大 気 ・ 水 環 境 課 )	3
371	令和元年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	( 市 町 行 財 政 課 )	4
372	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	( 漁 業 環 境 課 )	4
373	三重県内における事業所の労働条件等の実態及び働き方改革に関する意識等の調査の実施	( 雇 用 対 策 課 )	5
374	働き方改革に関する県民意識等の調査の実施	( 同 )	5
375	働き方改革に関する労働組合の意識等の調査の実施	( 同 )	6
376	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	6
377	証紙の販売所の名称を変更する旨の届出	( 出 納 局 )	6
378	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	( 同 )	7
379	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	( 同 )	7
<b>選 管 告 示</b>			
47	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	8
48	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( 同 )	8
49	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	( 同 )	9
50	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	( 同 )	9
51	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	11
52	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	( 同 )	11
<b>公 告</b>			
	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨 開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 ) ( 同 )	11 11

規 則

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十四号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西みらい銀行及び株式会社ジャパンネット銀行については、電子収納のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク（以下この項において「マルチペイメントネットワーク」という。）の収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、<u>三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限り取り扱い。</u></p>	<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西みらい銀行及び株式会社ジャパンネット銀行については、電子収納のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、<u>県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金並びに三重県ふるさと応援寄附金の収納事務に限り取り扱い。</u></p>

附 則

この規則は、令和元年十月十五日から施行する。

告 示

三重県告示第 368 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470400983	ニチイケアセンター亀山	亀山市みずほ台 14 番地 292 シリウス 29Ⅱ 103	株式会社ニチイ学館	令和元年 10 月 1 日	訪問介護
2470900404	ニチイケアセンター鳥羽	鳥羽市大明東町 1 番 6 号 鳥羽市開発公社管理棟 2 階	株式会社ニチイ学館	令和元年 10 月 1 日	訪問介護

2472701297	ニチイケアセンター斎宮	多気郡明和町大字金剛坂776-24	株式会社ニチイ学館	令和元年10月1日	訪問介護
2472701305	訪問介護の青空明和	多気郡明和町大字上村字松本101-5	株式会社メディカルサンテ	令和元年10月1日	訪問介護
2470303450	パナソニック エイジフリーケアセンター鈴鹿・訪問入浴	鈴鹿市中江島町17番10号 プラドール92 101号室	パナソニックエイジフリー株式会社	令和元年10月1日	訪問入浴介護
2460790203	グリーンケア訪問看護ステーション	松阪市鎌田町412-5	株式会社みどりの森	令和元年10月1日	訪問看護
2461290146	訪問看護リハビリステーション 喜りがおか	伊賀市桐ヶ丘三丁目324番地	株式会社ビューアセルフ	令和元年10月1日	訪問看護
2462790094	訪問看護の青空明和	多気郡明和町大字上村字松本101-5	株式会社メディカルサンテ	令和元年10月1日	訪問看護
2470205770	通所介護事業所ケアヒルズ四日市	四日市市日永5380-157	株式会社ノースアップ	令和元年10月1日	通所介護
2470303468	デイサービスなごみとくすい	鈴鹿市徳居町414番地	有限会社甚目	令和元年10月1日	通所介護
2470303476	ジョイリハ鈴鹿道伯	鈴鹿市道伯5丁目23番23号	伊勢湾マリン開発株式会社	令和元年10月1日	通所介護
2470205762	パナソニック エイジフリーケアセンター四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目10番11号	パナソニックエイジフリー株式会社	令和元年10月1日	短期入所生活介護

三重県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和元年10月8日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470303450	パナソニック エイジフリーケアセンター鈴鹿・訪問入浴	鈴鹿市中江島町17番10号 プラドール92 101号室	パナソニックエイジフリー株式会社	令和元年10月1日	介護予防訪問入浴介護
2460790203	グリーンケア訪問看護ステーション	松阪市鎌田町412-5	株式会社みどりの森	令和元年10月1日	介護予防訪問看護
2461290146	訪問看護リハビリステーション 喜りがおか	伊賀市桐ヶ丘三丁目324番地	株式会社ビューアセルフ	令和元年10月1日	介護予防訪問看護
2470205762	パナソニック エイジフリーケアセンター四日市芝田・ショートステイ	四日市市芝田一丁目10番11号	パナソニックエイジフリー株式会社	令和元年10月1日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第370号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年10月8日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 形質変更時要届出区域(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第12号イに該当)  
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋86番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

三重県告示第 371 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和元年 10 月 15 日（火）まで	令和元年 10 月 20 日（日）	令和元年 11 月下旬から同年 12 月下旬まで又は令和 2 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上であって、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在で 33 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 372 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名称	区 域

特定のり 赤須賀加入区	赤須賀漁業協同組合の地区
特定のり 城南加入区	城南漁業協同組合の地区
特定のり 松阪第一加入区	松阪漁業協同組合のうち大口、西黒部、松名瀬及び東黒部の地区
特定のり 今一色加入区	伊勢湾漁業協同組合のうち今一色の地区

**三重県告示第 373 号**

令和元年度三重県内における事業所の労働条件等の実態及び働き方改革に関する意識等の調査を次のとおり実施します。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 調査の目的

本年の三重県内における事業所の福利厚生、休暇制度、労働環境等の状況並びに働き方改革に関する意識及び実態について把握することを目的とする。

## 2 調査の期間

令和元年 10 月 10 日（木）から同年 11 月 5 日（火）まで（27 日間）

## 3 調査対象

日本標準産業分類の大分類に定める対象産業（ただし、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」を除く。）とし、そのうちの常用従業者規模が 10 人以上 300 人未満の事業所から抽出した 2,000 事業所

## 4 調査の方法

郵送調査

## 5 調査の主な内容

- (1) 事業所の現況
- (2) 常用従業者の状況について
- (3) 労働時間・休日休暇制度等について
- (4) 新規学卒者の採用やインターンシップについて
- (5) 中途採用について
- (6) 定年制について
- (7) 非正規雇用者の正社員転換制度について
- (8) 仕事と家庭の両立支援について
- (9) 男女共同参画の取組について
- (10) メンタルヘルス対策への取組について
- (11) 多様な就労形態の導入について
- (12) 誰もが働きやすい職場づくりに関して

**三重県告示第 374 号**

働き方改革に関する県民意識等の調査を実施します。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 調査の目的

働き方改革に関する施策の参考とするために、働き方改革に関する県民の意識を把握することを目的とする。

## 2 調査の期間

令和元年 10 月 10 日（木）から同年 11 月 5 日（火）まで（27 日間）

## 3 調査対象

令和元年 7 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上 65 歳未満（令和元年 10 月 1 日

時点)の県民4,000人

- 4 調査の方法  
郵送調査
- 5 調査の主な内容
  - (1) 働き方改革に関する認知状況
  - (2) 仕事の満足感
  - (3) 勤務先等の働き方改革の進捗や課題等の意識
  - (4) 働き方改革が自身の働き方に与える影響

---

### 三重県告示第 375 号

働き方改革に関する労働組合の意識等の調査を実施します。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査の目的  
働き方改革に関する施策の参考とするために、働き方改革に関する労働組合の意識を把握することを目的とする。
- 2 調査の期間  
令和元年 10 月 10 日 (木) から同年 11 月 5 日 (火) まで (27 日間)
- 3 調査対象  
連合三重加盟の労働組合で、公務を除く 400 団体
- 4 調査の方法  
郵送調査
- 5 調査の主な内容
  - (1) 労働組合の現況
  - (2) 労使協議機関やその他の労使コミュニケーションについて
  - (3) 組合員の所定労働時間外勤務状況、36 協定の締結状況、年次有給休暇の取得状況
  - (4) 個人別賃金の把握状況について
  - (5) 労働組合の働き方改革に関する課題意識、取組状況、組合員からの相談状況
  - (6) 労働組合からみた企業の働き方改革の課題、今後の取組に関する意識

---

### 三重県告示第 376 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出 (大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グリーンプラザ大安  
いなべ市大安町高柳 1945 番地ほか 24 筆
- 2 いなべ市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和元年 10 月 8 日から同年 11 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

### 三重県告示第 377 号

三重県証紙条例 (昭和 40 年三重県条例第 12 号) 第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売

所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
株式会社第三銀行	本店営業部	松阪本店営業部	令和元年 10 月 15 日
	平田駅前支店	平田町支店	
	菰野支店	菰野中央支店	
	日永支店	日永西支店	令和元年 10 月 21 日

三重県告示第 378 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	内宮前支店	伊勢市宇治中之切町 46 番地	伊勢市宇治浦田 3 丁目 3 番 33 号	令和元年 10 月 28 日

三重県告示第 379 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成 4 年三重県告示第 450 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 三重県収納代理金融機関</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>㈱ゆうちょ 県税並びにその延滞金、過少申告加算銀行 金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限る。</p> <p>(略) (略) (略)</p>	<p>1 三重県収納代理金融機関</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>㈱ゆうちょ 県税並びにその延滞金、過少申告加算銀行 金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「徴収金」という。）、放置違反金及びその延滞金（以下「放置違反金」という。）、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金」という。）並びに三重県ふるさと応援寄附金の収納事務に限る。</p> <p>(略) (略) (略)</p>
<p>2 事務の範囲</p> <p>指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、㈱関西みらい銀行及び㈱ジャパンネット銀行については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、㈱ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸</p>	<p>2 事務の範囲</p> <p>指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、㈱関西みらい銀行及び㈱ジャパンネット銀行については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、㈱ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸</p>

<p>付金に係る償還金及びその違約金、<u>三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務</u>に限る。</p>	<p>付金に係る償還金及びその違約金並びに<u>三重県ふるさと応援寄附金の収納事務</u>に限る。</p>
--	---

附 則

この告示は、令和元年 10 月 15 日から施行する。

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 47 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和元年三重県選挙管理委員会告示第 40 号は、廃止します。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50 分の 1 の数 29,962

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 287,262

**三重県選挙管理委員会告示第 48 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和元年三重県選挙管理委員会告示第 41 号は、廃止します。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	76,300
四 日 市 市	85,002
伊 勢 市	35,566
松 阪 市	45,030
桑名市・桑名郡	40,284
鈴 鹿 市	53,561
名 張 市	22,006
尾鷲市・北牟婁郡	9,851
亀 山 市	13,202
鳥 羽 市	5,396
熊野市・南牟婁郡	10,460
いなべ市・員弁郡	19,352
志 摩 市	14,573
伊 賀 市	24,742
三 重 郡	17,993
多 気 郡	13,142
度 会 郡	12,908



三重県選挙管理委員会告示第 49 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
病院 (略) (略) 四日市市大字日永5039 総合心療センターひな 番地 が (略) (略)	病院 (略) (略) 四日市市大字日永5039 総合心療センターひな 番地 が 四日市市中部8番15号 <u>医療法人里仁会二宮</u> <u>病院</u> (略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 50 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党菰野町支部	佐藤孝幸	鈴木健幸	三重郡菰野町永井 3003	○	令和元年 9 月 9 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
いなべをよくする会	重田 司	重田 司	いなべ市北勢町飯倉 774-16	令和元年 9 月 4 日	
重田司後援会	重田 司	重田 司	いなべ市北勢町飯倉 774-16	令和元年 9 月 4 日	
宮崎えいきと市政を考える会	宮崎 栄樹	宮崎 由隆	伊賀市阿保 821	令和元年 9 月 2 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事	新	旧	異動年月日	備考
---------	--------	-----	---	---	-------	----

		項				
自由民主党志摩町支部	山下 弘	会計責任者	伊藤 芳正	山本 輝人	令和元年 8月25日	政党
自由民主党三重県 歯科医師連盟支部	武田 良一	会計責任者	前田 和賢	服部 修	令和元年 7月1日	政党
立憲民主党三重県 第1区総支部	松田 直久	主たる 事務所の所在地	津市桜橋三丁目 446-43	津市乙部 35-11	令和元年 9月2日	政党
石井みどり三重県 後援会	武田 良一	会計責任者	前田 和賢	服部 修	令和元年 7月1日	
一歩の会	辻本 康宏	主たる 事務所の所在地	伊賀市上野忍町 2582-2	伊賀市緑ヶ丘南 町 4036	令和元年 5月26日	
		代表者	辻本 康宏	田中 覚		
		会計責任者	南 條 徳男	田中 和子		
桑員地区歯科医師 連盟	岩田 義男	代表者	岩田 義男	星野 良行	令和元年 7月1日	
幸福実現党鈴鹿後 援会	高畑 成道	会計責任者	荻原 一幸	細見 俊介	令和元年 8月18日	
幸福実現党四日市 後援会	山中 浩史	会計責任者	荻原 一幸	細見 俊介	令和元年 8月18日	
すずき英敬氏を支 える歯科の会	武田 良一	会計責任者	前田 和賢	服部 修	令和元年 7月1日	
鈴木とよし後援会	神生 修	会計責任者	古川 英貴	大田 滋孝	令和元年 8月8日	
田村のりひさ氏を 支える歯科の会	鈴木 晶博	会計責任者	前田 和賢	服部 修	令和元年 7月1日	
中瀬信之後援会	谷口 和也	代表者	谷口 和也	中野 宗明	平成31年 1月1日	
日本薬業政治連盟 三重県支部	桃林 孝次	代表者	桃林 孝次	宮崎 保尚	令和元年 8月1日	
浜井はつお後援会	濱井 初男	代表者	濱井 初男	村田 耕一郎	令和元年 9月11日	
松阪市民ファース トの会	天野 雅仁	会計責任者	天野 ゆかり	天野 雅	平成31年 3月1日	
松村よりきよ後援 会	西出 五郎	代表者	西出 五郎	井上 嘉寛	平成31年 2月14日	
三重県歯科医師連 盟	武田 良一	会計責任者	前田 和賢	服部 修	令和元年 7月1日	
三重民主連合	岡田 克也	主たる 事務所の所在地	三重郡川越町高 松 30-1	津市栄町 2-311	令和元年 9月14日	
		代表者	岡田 克也	中川 正春		
南みえ・未来会	廣 耕太郎	会計責任者	廣 美加	中村 純子	令和元年 8月1日	

**三重県選挙管理委員会告示第 51 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代			
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党菰野町支部	佐 藤 孝 幸	令和元年 8 月 29 日	政党
たき勝弘後援会	豊 田 光 治	令和元年 8 月 30 日	
はしづめ圭一後援会	遠 藤 一 男	令和元年 8 月 30 日	
宮崎えいきと市政を考える会	宮 崎 栄 樹	令和元年 7 月 29 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 52 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代				
1 資金管理団体の指定				
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
濱 井 初 男	県議会議員	浜井はつお後援会	多気郡大台町新田 698	令和元年 9 月 11 日
宮 崎 栄 樹	市議会議員	宮崎えいきと市政を考える会	伊賀市阿保 821	令和元年 7 月 29 日
2 資金管理団体の指定の取消し				
資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日		
宮 崎 栄 樹	宮崎えいきと市政を考える会	令和元年 7 月 29 日		

## 公 告

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので公告します。

この公告の日から 30 日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

令和元年 10 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 商号又は名称 アネット株式会社
- 2 代表者氏名 岡崎 仁
- 3 主たる事務所の所在地 三重県四日市市幸町 3 番 2 号
- 4 免許証番号 三重県知事(1)第 3363 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 10 月 8 日

## 三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 9月18日	多気郡明和町大字竹川字野口 165-1	多気郡明和町大字金剛坂 1356 池田建設株式会社 代表取締役 池田 幸弘
令和元年 9月19日	松阪市下村町字下出 1148-1 ほか 3 筆ほか	松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 代表者 稲葉 米
令和元年 9月25日	伊賀市大内字小廻り 342-1 ほか 2 筆	岐阜県瑞穂市別府 2140-1 中部急送株式会社 代表取締役 広瀬 和秀
令和元年 9月26日	伊賀市安場字八十刈 1757-2 ほか 2 筆及び字長谷 1730-14	大阪府大阪市東住吉区湯里 2 丁目 2-8 サラヤ株式会社 代表取締役社長 更家 悠介
令和元年 9月26日	三重郡川越町大字高松字鶉之森 478 ほか 2 筆	鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社 T'S PLAN 代表取締役 伊藤 良一
令和元年 9月27日	名張市梅が丘南 1 番町 213-2	奈良県橿原市北八木町 1 丁目 1-8 株式会社 エス・ジー・エス 代表取締役 前川 浩二
令和元年 9月27日	三重郡川越町大字豊田字古川 2779-1 ほか 1 筆	三重郡川越町大字豊田 36-5 ヴィラハヤカワ 101 田中 秀和 田中 文香
令和元年 9月30日	多気郡明和町大字養村字東口 869 ほか 13 筆	岐阜県高山市片野町 3 丁目 8 有限会社 アルプス興産 代表取締役 岩田 勇治
令和元年 9月30日	松阪市松名瀬町字北浦 991-4 ほか 1 筆	松阪市松名瀬町 895 浦野 顕

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---